

抗戦初期重慶国民政府の経済政策と上海租界

——禁運資敵物品運滬審核辦法の成立過程——

今井 就 稔

はじめに

日中戦争が始まると、上海は日本の占領下に置かれることになるが、上海租界（＝共同租界のうち日本の警備区域を除く地域、およびフランス租界）は、日中両国の間にあつて、日本軍の権力から基本的に自由な地域として残った。上海の資本家たちの多くは、ときの国民政府の後方移転政策を拒み、租界内に避難して、経済活動を再開することになった。そして、租界内が特異な戦時景気に沸くなかで、彼らは戦前を上回る利益を蓄積することになる。こうした「孤島の繁栄」はアジア太平洋戦争の勃発まで基本的に継続した。

租界経済がその畸形的な繁栄をみせるのは一九三八年の後半からであるが、戦局はこのころから長期戦の様相を呈し、国民政府は一〇月には重慶に遷都をして、対日抗戦のための奥地経済建設に着手することになる。だが、国民政府の根拠とした重慶・四川一带は、もともと沿海部と比べて経済発展が大きく遅れていた地域であり、戦時経済体制を構築するために、資源・物資の一部は外部から調達せざるを得なかった。その重要な調達先の一つとなつ

たのが中国最大の商工業都市・上海である。

租界経済に対して、重慶国民政府はどのような姿勢でいかなる政策を取ろうとしたのか。この論文では、抗戦初期における重慶国民政府の租界対策の変遷について、上海の資本家側の反応を視野に入れながら、物資の統制の側面から検討を加えるものである。

先行研究との関連では、次の二点を指摘しておきたい。一つ目は、戦時期の地域間相互の関係を具体的な素材で検討したいということである。これまで重慶国民政府とその支配下の社会の研究、日本占領下の上海社会研究は、ともに大きな進展があった。しかし、地域の実態に関する実証研究が堅実な進展をみせる一方で、地域間の具体的なつながりについては、あまり取り上げられることはなかった。特に上海史の研究は、上海という地域のみで分析で完結してしまっていることが少なくない。たとえば、高綱博文編『戦時上海』（研文出版、二〇〇五年）¹⁾は、重慶・延安とともに抗戦の三極構造の一角を担った都市として上海の抗戦も積極的に評価すべきである、という古厩忠夫の提起を継承すべく、日本占領下の中国民衆のあり方に多方面からアプローチしたものである。そこでなされた上海社会の実態の解明は貴重な成果であるが、一方で問題となるのは、その三極にある都市が実際にどのような関係の下に結びつき、上海は中国の抗戦のなかで、相対的にどのような地位を占めていたのか、ということである。この論文で重慶側の上海租界に対するアプローチを検討することは、租界を敢えて上海の外側から眺望し、その位置づけを探ってみようという意味も込められている。

二つ目は、重慶国民政府の対外貿易や物資調達の研究成果を念頭に分析を進めたいということである。抗戦期の

貿易統制については、鄭会欣の一連の研究がある⁽²⁾。鄭は特に抗戦初期からアジア太平洋戦争勃発前における重慶国民政府の貿易政策について、民間を中心とした既存の交易体系を利用しつつ、政府はそれを適宜補完・支援しながら、輸出を拡大し外貨を獲得してゆくという貿易の「調整」に重点が置かれていたものが、やがて重要物資の生産・買付けから販売までを国家が一元的に管理する「統制」の局面に移行していったということを強調している⁽³⁾。だが、このように重慶国民政府の経済・貿易政策を「調整」から「統制」への移行過程として把握するとき、上海の位置づけがどのように変化したのかということとは、十分に明らかにされていない。上海と重慶は、戦前から長江の水運を介して深く結びついていた。しかし、日本の侵略と長江の支配、戦争の長期化と国民政府による経済建設の開始、上海租界における「孤島の繁栄」のはじまりなど、戦争が始まって両地の経済環境が変化するなかで、国民政府も上海経済に対して何らかの現実的な対策をとろうとしたとみるべきであろう⁽⁴⁾。

以上の関心から、本稿では特に、禁運資敵物品運滬審核辦法（II 交易が禁止されている利敵物資の上海向け移出審査規則、以下辦法）という法律の制定過程に注目し、上海租界経済の歴史的な位置づけを具体的に検証していきたい。この辦法は一九三九年の三月に国民政府によって制定されたもので、日本占領地に物資を流出させることを一律に禁止していた従来の方針を転換し、上海の租界内に限って移出を認め、その具体的な規則を明文化したものである。日本占領地一般ではなく、上海租界向けに制定された法律であるから、戦時期上海租界の歴史的意義を考察しようとする本稿の問題関心に照らし合わせてみても、この辦法制定をめぐる政治過程は都合の良い検討対象となりうる。この法律そのものは、鄭会欣、張賽群らの論著⁽⁴⁾でも簡単に紹介されているし、戦時中から日本でも知られていた。

禁運資敵物品運漚審核辦法 1939年3月29日公布

- 一、交易禁止物資で上海へ移出するものは、その範囲を租界内に限定する。
- 二、同物品で上海へ移出するものは、その用途を中国人、あるいは友邦国人の工場・商店が利用するか、当地の民衆需要に供されるものに限る。
- 三、友邦国の工場・商店が内地で各項の交易禁止物資を買付け、上海へ移出するときは、移出の前に、当地の商会、あるいは同業公会と友邦国の上海領事がそれぞれ発行する証明書に、物品の上海移出後の用途、工場・商店の名称、所在地を明記し、利敵行為のないことを誓約すること。
- 四、我が国の工場・商店が内地で各項の交易禁止物資を買付け、上海へ移出するときは、移出の前に、当地の商会、あるいは同業公会と上海市商會がそれぞれ発行する証明書に、物品の上海移出後の用途、工場・商店の名称、所在地を明記し、利敵行為のないことを誓約すること。
- 五、これらの証明書は、移出地点の県、市政府が審査を行い、県、市政府は月ごとの審査処理状況を上級機関に報告し、財政部、經濟部にも転送し、その審査を受ける。
- 六、審査を届け出た商人は前項の審査証明書をもって海関に移出許可を申請する。
- 七、海関は毎月、上海に移出された交易禁止物資の数量報告書に移出証明書の原本を添付して、審査に備える。
- 八、交易禁止物資が上海へ移出されてからは、上海市商會が各同業公会に同業者の販売状況を監視させる。もしも利敵行為があったときは、同業公会が会の規定にしたがって厳しく制裁を加えるとともに、政府に対して告発し処分を求めなくてはならない。
- 九、この法律は公布日から施行する。

当時の日本側の理解は、辦法が制定されたのは国民政府による対日経済封鎖がえって大後方の物資不足を引き起こし、抗戦力の弱体化に拍車をかけた結果、逆に占領地の物資確保に努めざるをえなくなったためあり、辦法の制定は、対日経済封鎖を基調とする国民政府の経済政策の失敗を意味するものである、というものであった。⁽⁵⁾ 日本は中国支配を肯定的にとらえ、中国の抗戦力を過小評価するこのような解釈に、現在の

われわれは同意することはできないが、辦法は国民政府の租界に対する姿勢に何らかの変化があったからこそ制定された法律であることは疑いない。その政策の転換の背景を以下で具体的に検証してみたい。

一 上海と重慶——その経済的結びつき

まず、戦前の上海と重慶との間の経済的結びつきを概観しよう。

国内貿易の実態を知るのに便利な統計の一つに、韓啓桐・鄭友揆編『中國埠際貿易統計…一九三六—一九四〇』（中国科学院、一九五一年）がある。従来の海関発行の国内貿易統計は、各港湾から移出された物資の仕向地や、移入された物資の供給地がわからないといった欠点を抱えていた。そうした弱点を克服すべく、海関総務司の内部史料をもとに編纂されたこの統計集により、一九三六年から四〇年までの中国国内の移出入の動向が全国の開港場別に把握できるようになった。「埠際貿易」とは、厳密には蒸気船による中国産品の開港場間の移動を指し、港湾を経由しない陸路・鉄道輸送やジャンク貿易は含んでいないことに注意を（⁶）しなくてはならないが、おおよその傾向を知るには有益である。

一九三六年における上海の国内移出入貿易額をみると、上海からの移出先の割合は漢口一五・三%、天津一三・五%、廣州一三・〇%、重慶八・四%となっている。一方上海への移入は漢口三六・〇%、膠州一一・四%、天津七・六%、重慶四・五%である。これを逆に同時期の重慶からみると、重慶の対他港移出額全体に占める上海の割合は五〇・一%、同移入額全体に占める上海の割合は八三・五%にも達する。⁽⁷⁾こうした上海と重慶との間の結びつ

きに重要な役割を果たしていたのが長江の水運であることはいうまでもない。重慶と上海間の汽船航路は一九〇九年にはじまり、以後両地間の物資の往来は活発になった。上海から重慶へは綿糸布をはじめとする各種工業品がもたらされた。逆に、生糸や桐油、茶などの物資が長江の水運を利用して上海に運ばれ、外国へも輸出されていた。

船舶の改良によつて航路の所要時間が短縮するなどして重要度を増していった長江の水運は、中国資本の企業経営活動を育む舞台ともなった。当初、長江の水運業は、ジャーデン・マセソン（怡和）社とジョン・スワイヤーズ&サン（太古）のイギリス資本系二社と、日本資本の日清汽船、それに中国の国营汽船会社である輪船招商局の有力四社がしのぎを削っていた。その長江航路に新規参入し、急速な成長を遂げた中国の民間資本に四川省出身の知識人・盧作孚（一八九三〜一九五二年）が創設した汽船会社・民生実業公司がある。⁽⁸⁾一九二六年創立のこの会社は、当初は競争が激しい長江本流のルートを選り、まず長江の支流・嘉陵江ルートを開拓して事業をはじめた。このルートでの事業の成功を足がかりに、一九三二年には、上海―重慶航路にも参入する。中国の貿易の中心地である上海と四川省とを結ぶこの航路は長江航路の幹線で、いちばん多くの収益を見込める路線であった。長江ルートへの参入を機に、民生公司は急成長を遂げ、一九三〇年から三三年にかけて、旅客輸送は二・七倍に、貨物輸送は一〇倍になり、一九三〇年に一六四人だった従業員数も、三六年には三八四四人へとふくらんだ。こうした中国企業の発展過程からも、上海と重慶が長江航路を通じて密接な関係にあったことを知ることができる。

こうした両都市の関係が一変するのが日中戦争の勃発であった。一九三七年の八月から十一月にかけて、上海市内で市街戦が展開され、社会の破壊と混乱が続き、船舶の損傷や撃沈も相次いだ。また、長江沿岸の重要都市が日

本に次々占領されると、長江下流域では日本軍による大規模な封鎖作戦が実行された。しかし、長江が封鎖された後も、上海と重慶をはじめとする大後方は様々な交易ルートを通じて結びついていた。たとえば、一九三八年において、上海租界から大後方への移出は、上海の国内移出総額の六三・五%、大後方から上海租界への移入は、上海の国内移入総額の四三・五%を占めたといわれているし、一九三八年から四一年までの上海の国内貿易のうち、上海からの移出額の約六割、上海への移入額の五割程度が大後方との貿易であったと指摘している研究もある⁽⁹⁾。また、香港との貿易は、統計上外国貿易として扱われていたが、太平洋戦争の開戦までは、相当量の物資が香港を中継地として大後方と結びついていたことが知られている⁽¹¹⁾。

重慶に遷都して抗戦を続ける国民政府も、物資の調達先のひとつとして「孤島の繁栄」を謳歌する上海を想定しており、各機関が上海で物資の買付けを行ったり、国貨証明書の発行や商標登録の制度を通じて上海商工業に対する影響力を保とうとしていた⁽¹²⁾。しかし、租界自体は日本の権力からは自由であったとはいえ、その周囲は日本の圧倒的な支配下であり、また上海と重慶の間の地理的な隔たりも大きく、租界当局の意向も当時の国際関係に規定されていたため、重慶側の租界経済に対する統制・干渉には大きな限界があった。また、そのことが、上海の資本家に対して相対的に独自の経済活動を許す結果となったのは否定し得ない。奥地の世論は、戦前を上回る利益を挙げていた上海の資本家に対しては非常に批判的であった⁽¹³⁾。だが、奥地にとって上海との経済的な結びつきは、経済建設の成否を左右する重要な条件の一つであったから、上海経済を無視するわけにもいかなかった。こうした租界経済の持つ多面性は、奥地や国民政府による租界に対する一律的な評価を困難とし、その対応如何は、きわめてデリ

ケートな問題であったと考えられる。

二 禁運資敵物品条例・査禁敵貨条例から禁運資敵物品運滬審核辦法へ

(一) 禁運資敵物品条例と査禁敵貨条例

一九三八年一〇月末、国民政府は重慶に遷都をして本格的な戦時体制の構築に着手するが、長期抗戦を想定して、日本軍占領地域に対しても各種の取締りを強化することになった。このうち經濟部が、重要物資の占領地への流出禁止と日本製品の非占領地区流入阻止を目的に、禁運資敵物品条例（＝利敵物資の交易を禁ずる条例、以下物品条例）と査禁敵貨条例（＝敵側の物資の流入を取り締まる条例、以下敵貨条例）を公布したのが一九三八年一〇月二七日であった。このうち、後に激しい議論が交わされることになるのは物品条例の方である。以下では同条例をめぐる動きを追ってこよう。

物品条例が公布された後、一九三八年二月一〇日には、軍需・生活物資五四品目が交易禁止物資に指定された。また、同年一二月三十一日には移出入禁止地域も指定された。そこには「満洲国」のほか、日本の占領地となった北平・天津など大都市や江蘇・浙江・福建など各省の諸都市がみな含まれる。上海も交易禁止都市に分類されているが、租界に関する規定や付帯事項のようなものはみられない。すなわち租界も日本の占領地の一部としてみなされていたということになる。

この条例については、実はその制定前から、租界に対する扱いが懸念されていた。物品条例の原案を知ると、上

海市商会は經濟部に申し立てを行った。そのなかでは、租界内の中国資本工場は敵に占拠されることなく自由に操業しているし、中立国の名義で操業を継続しているものも少なくなく、敵側の工場や製品とみなすことはできないし、浙江の絹織物や麦藁帽子のように、非占領地から上海に運ばれ、上海から輸出される物資も敵側の製品とはいえないのではないか、と疑問を述べている。⁽¹⁴⁾

これに対し、經濟部は租界内の敵に占領されていない工場やそこで生産される製品の類は敵側のものとはいえないとして、上海市商会の主張を受け入れた。⁽¹⁵⁾だが、実際に制定された物品条例と敵貨条例では租界に対する例外を一切認めていない。

(二) 商人・地方政府の反発と政府による辦法の制定

しかし、国民政府のこうした立場は早々に修正を迫られることになる。

物品条例によって特に深刻な影響を受けるのは、租界内にあって原料の供給を日本の占領地となった地域から仰いでいた工場、そして、原料や製品を上海に移出し売買することで生計を立てていた商人たちである。上海市商会は、生漆同業公会・鶏卵業同業公会の求めに応じ、生漆や卵の上海への移出を認めるよう經濟部へ電報を打った。生漆の移出許可を求める電報の中で、商会は「上海の商業は租界に集まっており、軍の撤退以降は南市・閘北の商業のうち策を講じて移動できたものは、租界内安全区域で営業している。また生漆は上海市民の用いる調度用具に必要なものであって敵に利する物資でもない」と申請の理由を述べたという。⁽¹⁶⁾綿紡績業でも、棉花の搬出をめぐつ

て上海經濟界の重鎮・虞洽卿が、浙江省産の棉花の寧波から上海への移出許可を要請した。虞によれば、「交易の禁止の要旨はくれぐれも利敵行為を防ぐためであるが、寧波の棉花は太糸の紡績用であつて、中国紡工場が必要とするだけ」であるし、棉花の買付けや搬出の際などには、厳格な手続きのもとで審査が行われているのだから、利敵行為の恐れはない。また、目下棉花の搬出が滞つていて、「ひとたび搬出を禁止すれば棉作農も棉花商も想像するに耐えないほどの苦境に立たされる」と述べ、寧波に滞つた棉花の上海への移出許可を要請したのである。⁽¹⁷⁾ 請願したのは商人たちだけではない。浙江省政府は、省内で産出・生産される移出禁止物資について、上海へ移出しても利敵行為となる可能性はないことを一つ一つ反証しつつ、上海への一律的な移出禁止による、次のような悪影響を懸念している。

- ① 国産品の販路の遮断による価格の低下、外国製品価格の上昇、国内生産事業の停滞、農村經濟の動揺
- ② 貿易の入超、国内資金の流出、外国為替の均衡の喪失
- ③ 輸出税、地方税、運輸機關の収入減による国家予算への悪影響
- ④ 失業の増加
- ⑤ 遊撃戦区の国民による敵製品の購入、敵側の収入増⁽¹⁸⁾

表1は、經濟部が把握している請願書の一覧である。商人たちの利害関係と、各物資の具体的な検討は後述するとして、物品条例の制定からわずか四ヶ月しかたっていないのに、請願数が相当数にのぼっていることをひとまず確認しておきたい。

表1 經濟部宛請願書一覧 1939年2月4日現在

請願書の差出機関	移出許可を求める物資の名称
軍事委員会	
福建省閩侯県機器鋸木業公会	木材
福建閩江上遊採辦杉木業公会	木材
木嘉機鋸木板運銷業公会	木材 箱板
上海市商会	木炭
寧紹紙類運銷処	紙類
鄞県紙商高予菴等	紙類
寧波紙商張蔬	紙類
寧紹紙類運銷処→財政部	紙類
寧紹紙類運銷処→行政院秘書処	紙類
鄞県茶商姜伽良等	茶
福建省政府	茶 木材 紙類
福建省政府→財政部	茶 木材 紙類
福建省閩侯県商会等	茶 木材 紙類 竹
福州紙業公会	茶 木材 紙類 竹
福建省閩侯県→財政部	茶 木材 紙類 竹
福建省政府建設庁徐巖両庁長	茶 木材 紙類
寧波市商会→浙江海関→財政部	棉花 綿製品 茶 紙類 卵製品
寧波商会	茶 棉花 紙類 卵類
華商紗廠連合会	棉花
寧紹棉花運銷処虞和徳	棉花
上海市棉花綿業公会	棉花
浙江省政府	卵 竹 木炭等
寧波商会周大烈	棉花 綿糸 茶 卵 紙類

出所：中国第二歴史檔案館所蔵国民政府經濟部檔案4-28500「禁運資敵物品運滬運津」日付不明（前後の資料から判断して、1939年2月上旬と予想される。）

殺到する請願の前に、經濟部は善後策を関係機関と協議せざるを得なくなった。次の資料は、經濟部の商業司が、経済部長・次長と今後の方策を検討するなかで、商業司としての上海租界に対する見解を表明している部分である。

〔上海市を禁運区域として指定したものの引用者、以下同じ〕租界は全てが敵の占領下にあるわけではない。だが、もし各項目の重要物資の上海への移出販売を

許可すれば、敵によつて買付けられ、利用されることは免れない。だが一方で、全ての物資の移出を禁止すれば、わが国民の経営する租界内の工場や商店はその原料供給源を絶たれ、敵側の物資を買付けざるを得なくなるから、それは対日経済絶交をはかるといふ主旨に反するし、上海の商工業の発展に対しても影響が出るであろう。また、福建省や浙江省の製品の上海への移出・販売の禁止は、当地の人民の生計に大きな影響を与えている。この問題は深刻なので、考慮する方向で検討中である……⁽¹⁹⁾

日本占領地と非占領地との間の物資の流れを絶つという原則のなかで、租界の位置づけに苦慮しているなか、二月一日に「討論禁運資敵物品会議」なる会議が商業司によつて召集された。この会議は、字義通り、利敵物資の交易禁止を討論する会議であり、商業司、工業司、鉱業司、農本局、農林司など經濟部の各部署に加えて、軍政部や外交部、財政部貿易委員会の関係者も参加して開かれた。上海租界への対応が經濟部の枠を超えて、政府全体の問題となつていたことをうかがわせる。会議の具体的な経過は残念ながら不明であるが、交易禁止物資の上海への移出とその審査について、①交易禁止物資の上海への移出は、上海租界内に限り認めること、②その物資の用途は中国や友好国の工場・商人の使用と上海市民の生活需要に限ること、③中国資本や友好国の工場・商人が、内地で交易禁止物資を買付け、上海に移出する場合、積み出しの前に、發送地点の商会あるいは同業公会と上海市商會がそれぞれ証明書を発行し、用途、上海側の購入工場の名称などを記入させ、敵側による物資の買付けや、交易禁止地域への再移出を防止すること、などを取り決めた。⁽²⁰⁾

こうした国民政府の租界に対する姿勢の変化を明文化した法律が「辦法」である。經濟部は敵国の商品や日本の

支配を受けている工場の製品に対する取り締まりの必要性を撤回したわけではない。だが、一九三九年三月一日に施行されたこの辦法により、移出が禁止されている物資であっても、必要な手続きを経ることで上海租界への移出は可能となった。日本側の支配下でない工場が上海租界内を筆頭に多数あることを認め、「これらの製品を敵側の製品と同列に論じることではできない」と結論つけたのである。辦法の内容は、二月一日の會議で決定された基本方針をほぼ踏襲するものであった。

(三) 品目別の対応

① 応急処置

とはいえ、この辦法は国民政府の租界に対する原則的な姿勢を示したに過ぎなかったことに注意しなければならない。どの製品について、どのようなかたちで上海への移出を認めるかということは、具体的に決めなければならぬからである。

經濟部の原案では、交易禁止物資のうち、①紙類、木炭、箱板については禁運措置を免除する。②茶、卵製品については、上海向け移出を救済する辦法を制定し、これに基づいて処理する。③棉花については重要物資のため、船積み地点の商会あるいは同業公会と上海市商会の証明以外に、華商紗廠連合会が発行する原棉買付け証明書を添付して通関手続きの審査、許可を行う、という方針が示されている。⁽²²⁾先に言及した二月一日の「討論禁運資敵物品會議」では、この原案を下に討論がなされ、特に福建・浙江の商人による禁運措置の緩和・救済願いについて、

次のように具体的な方針が確認されている。

(甲) 辦法の施行以前に福建・浙江・江西などから上海への移出を待っている交易禁止物資は、發送人が海關に対して保証書を提出することで、移出を許可する。

(乙) 品目別の担当機關

・ 茶葉、卵製品：貿易委員会が全ての買付けの責任を負う。
・ 棉花：農本局の担当。先に上海の華商紗廠連合会へ必要な棉花の數量を照会することにより、買付け後に上海への移出量決定の便宜をはかる。

・ 紙類：交易禁止物資は新聞紙類に限定。低質の紙、迷信用の紙は除外。
・ 竹、木材：交易禁止物資は建築用に限り、箱板などはカウントしない。
・ 石炭：対象となるのは、コークスと木炭に限る〔文意が矛盾するが原文⁽²³⁾どおり〕。

議論の対象となっている物資をみても、以上の決定は、表1の福建・浙江商人の請願を念頭においたものと考えられる。

② 辦法施行以降の処置

辦法の施行により、福建・浙江の物資の移出緩和に関する特別措置は廃止され、以後は、同辦法に則した処理が行われることになった。また、この辦法の制定と同時に、竹、木材、紙類、木炭、茶、卵製品については、上海への移出禁止物資の対象からはずされている。

三九年三月二〇日、交易禁止物資の上海移出許可証の発行方法と、遊撃区・戦区における同物資の買付け・救済方法を検討する「商討禁運資敵物品運滙証明書核定辦法及遊撃戦区内禁運資敵物品收買救済辦法會議」という会合が經濟部農本局で開かれた。このうち、交易禁止物資の移出審査は、各主管審査機関が現地で審査することとし、以下のような内容が決定された。

◎担当機関について

- ・ 財政部貿易委員会担当のもの：野禽、羽毛、冷凍肉類、腸衣、卵製品、桐油、生漆、茶、木材および竹（これらは建築用に限る）、生糸、サクサン生糸
- ・ 農本局担当のもの：棉花、綿製品
- ・ 工鉦調整処担当のもの：染料、紙（新聞紙に限る）、石炭（木炭は含まない）、陶土
- ・ 資源委員会担当のもの：ミョウバン、石膏
- ・ その他：その他の物資の移出審査・証明書については、物資の性質に応じて、主管機関に申請し、財政部と經濟部の審査決定の後に手続きを行う。

◎証明書の審査・決定地点

寧波、温州、福州、汕頭、重慶、昆明、龍州とする。⁽²⁴⁾

辦法制定後は、政府が想定している品目ごとの移出入管理に議論がうつり、物資ごとに管轄機関が決められて具体的な方針が提示されるようになった。とはいえ、短期間のうちに決定されたためか、その内容には問題点・矛盾

する点もある。たとえば、卵製品、茶、木材、竹、紙については、上海への移出禁止物資の指定からはずすことになつたにもかかわらず、再び審査対象物資に加えられている。また、上記以外の物資の審査を現地で行うか、いったん財政部・經濟部へと申請、審査を経た後に移出許可の手続きをするのか、ということも問題になつて⁽²⁵⁾いる。辦法にあるように、基本的には物資の発送地点で申請・審査することになっており、經濟部はそれを承認していた。だが、これは、三月二〇日の決定の原則と矛盾するからである（ともに三月三〇日の会議で修正⁽²⁶⁾）。だが、本稿で重要なのは、そうした政策決定の細かな矛盾ではない。問題は、個別に扱いが定められた物資が果たしてどういう性格を持ったものだったのか、ということである。

三 交易ルートの変化と辦法の制定の接点

国民政府は、物品条例の制定から半年あまりのうちに上海租界に対する姿勢を改め、辦法の制定を通じて上海租界の特別な地位を認めた。先に見たように、この方針転換の背後には、商人や地方政府の反発があつたことは確かである。とはいえ、国民政府による商人や地方政府に対する配慮や、日本占領地の民衆に対する生活の保障の事例として、政府の姿勢の変化を解釈するだけでは不十分である。確かに、抗戦を継続する上での戦略的な問題から、占領地に対する配慮を求める意見がなかつたわけではない⁽²⁷⁾。だがそれならば、そうした配慮は、日本占領地で生活する民衆全体に必要なはずで、上海租界に限定される話ではないだろう。また、そもそも、戦争の混乱のなか、民間資本の合意もなしに一方的に政府が制定した原則に⁽²⁸⁾どれだけの実効性があり、審査の手続きは果たしてきちんと

実施されていたのだろうか。しかし、社会の末端レベルでの辦法の実効性を検証することは、非常に難しい。

こうしたなかで、辦法の制定の背景をもう一步進んで検証するには、議論になっていたそれぞれの物資の性格を明らかにする作業が必要である。表1に示したように、商人たちが移出緩和を請願し、政府内でも議論になったこれらの物資は、商人や国民政府にとって、どのような性格をもつ物資だったのだろうか。ここで再び、『中國埠際貿易統計』によりながら、移出入統計からみた各物資の性格に検討を加えていこう。既述のとおり、この統計は港湾を経由しない陸路・鉄道輸送は含んでいない。また、密貿易の動向も統計には反映されていないと考えられる。さらに、物資によって、移出入額で表記されるもの、移出入量で表記されているもの、そして両者が併記されているものがあり、使用には注意を要する（本稿では移出入量単位のデータを優先した。金額単位のデータは戦時のインフレを考慮する必要があり、必ずしも貿易規模の実態を反映したものとはいえないからである）。こうした限界をふまえた上で、個々の物資が、それぞれどここの港湾から上海に移入されていたのかを年ごとに整理したものが表2である。以下でその特徴を把握してみよう。

(一) 經濟部が辦法制定より前に上海向移出を許可した物資について

①木材

統計では「軽木材」と「その他の木材」に分かれている。

軽木材は、戦前から上海に移出される木材のほとんどが、福州・温州発のもので占められている。福建省から浙

表 2 上海への物資移出 (品目別)

1936年		1937年		1938年		1939年		1940年	
移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)
1,890,278		2,866,526		3,711,677		4,457,728		395,964	
福州	73	福州	72	福州	80	福州	89	三都澳	214,337
温州	327,608	温州	418,485	温州	679,587	温州	432,235	温州	178,679
広州	161,390	広州	325,609	寧波	35,760	三都澳	35,072	天津	1,491
9		11		1		1		1,491	0
その他木材 単位 元									
1936年		1937年		1938年		1939年		1940年	
移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)
201,628		166,015		1,163,777		2,331,438		720,739	
広州	53	広州	57	福州	74	福州	80	膠州	398,246
長沙	34,662	重慶	22,490	温州	168,002	温州	219,703	温州	163,394
福州	19,466	天津	11,423	寧波	63,026	膠州	106,396	寧波	111,252
10		7		5		5		111,252	15
各種紙類 単位 元									
1936年		1937年		1938年		1939年		1940年	
移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)	移出総額	割合(%)
3,194,359		2,356,227		13,712,790		16,589,536		15,879,042	
福州	938,732	汕頭	678,073	杭州	8,311,367	寧波	12,250,098	寧波	10,278,519
汕頭	759,068	福州	497,016	寧波	3,968,002	温州	2,676,764	温州	3,064,504
漢口	622,906	温州	323,671	汕頭	737,777	福州	1,130,769	天津	1,220,184
温州	425,417	寧波	240,543	福州	519,439	三都澳	292,709	三都澳	955,190
杭州	134,660	漢口	230,566	広州	80,074	汕頭	155,927	広州	325,836
4		10		1		1		325,836	2

		各種紅茶		單位 公担		1939年		1940年											
總 量	1936年	60,072	割合(%)	總 量	1937年	42,803	割合(%)	總 量	1938年	5,399	割合(%)	總 量	1939年	1,227	割合(%)	總 量	1940年	5,957	割合(%)
漢口		47,107	78	漢口		32,082	75	漢口		3,516	65	漢口		797	65	寧波		2,442	41
蕪湖		3,894	6	蕪湖		4,518	11	寧波		931	17	寧波		430	35	温州		1,475	25
九江		3,670	6	九江		4,319	10	以下略				以下なし				以下略			

		各種綠茶		單位 公担		1939年		1940年											
總 量	1936年	173,899	割合(%)	總 量	1937年	108,642	割合(%)	總 量	1938年	69,857	割合(%)	總 量	1939年	9,284	割合(%)	總 量	1940年	28,007	割合(%)
杭州		64,191	37	寧波		69,508	64	寧波		49,003	70	寧波		5,964	64	寧波		19,003	68
寧波		62,108	36	漢口		28,538	26	温州		19,627	28	温州		2,945	32	温州		7,968	28
漢口		42,039	24	以下略				以下略				以下略				以下略			

		棉花		單位 公担		1939年		1940年											
總 量	1936年	833,503	割合(%)	總 量	1937年	701,838	割合(%)	總 量	1938年	642,265	割合(%)	總 量	1939年	120,903	割合(%)	總 量	1940年	38,411	割合(%)
漢口		493,051	59	漢口		412,648	59	天津		500,115	78	寧波		96,950	80	寧波		38,411	100
沙市		167,331	20	沙市		169,953	24	寧波		108,443	17	膠州		17,901	15	以下なし			
天津		129,004	15	天津		95,028	14	膠州		24,422	4	天津		3,604	3				

		卵・卵製品		單位 元		1939年		1940年											
總 額	1936年	5,655,509	割合(%)	總 額	1937年	5,911,970	割合(%)	總 額	1938年	3,547,246	割合(%)	總 額	1939年	5,329,445	割合(%)	總 額	1940年	11,928,174	割合(%)
漢口		3,618,931	64	漢口		3,494,612	59	温州		1,925,877	54	温州		2,023,943	38	天津		4,869,368	41
蕪湖		1,096,971	19	蕪湖		1,036,491	18	天津		1,050,111	30	天津		1,851,657	35	膠州		3,292,019	28
天津		433,670	8	天津		659,396	11	寧波		522,595	15	寧波		995,405	19	寧波		2,411,077	20
沙市		134,233	2	膠州		431,383	7	煙台		32,281	1	膠州		447,709	8	温州		1,318,180	11

		桐油		單位 元																									
1936年		1937年		1938年		1939年		1940年																					
總 額	512,165	割合 (%)	總 額	637,487	割合 (%)	總 額	40,998	割合 (%)	總 額	18,052	割合 (%)	總 額	13,893	割合 (%)	總 額	7,048	割合 (%)												
漢口	332,902	21	漢口	415,741	65	温州	27,819	68	天津	5,591	31	天津	7,048	51	萬県	105,216	21	重慶	86,455	14	寧波	8,081	20	寧波	5,221	29	温州	6,381	46
重慶	42,165	8	宜昌	69,892	11	南寧	2,156	5	萬県	4,043	22	以下略																	

		豚腸		單位 公担																									
1936年		1937年		1938年		1939年		1940年																					
總 額	13,629	割合 (%)	總 額	9,486	割合 (%)	總 額	3,223	割合 (%)	總 額	2,345	割合 (%)	總 額	2,737	割合 (%)	總 額	2,737	割合 (%)												
漢口	11,762	86	漢口	7,670	81	温州	1,310	41	膠州	689	29	天津	1,378	50	重慶	856	6	天津	783	8	寧波	748	23	温州	669	29	寧波	906	33

		生漆		單位 公担																									
1936年		1937年		1938年		1939年		1940年																					
總 額	9,395	割合 (%)	總 額	3,393	割合 (%)	總 額	3,609	割合 (%)	總 額	511	割合 (%)	總 額	835	割合 (%)	總 額	835	割合 (%)												
漢口	8,420	90	漢口	2,926	86	広州	3,411	95	温州	402	79	温州	783	94	重慶	502	5	重慶	311	9	以下略			広州	104	20	寧波	52	6

		石炭		單位 卜																									
1936年		1937年		1938年		1939年		1940年																					
總 額	3,148,934	割合 (%)	總 額	2,538,010	割合 (%)	總 額	1,147,591	割合 (%)	總 額	1,358,751	割合 (%)	總 額	1,381,772	割合 (%)	總 額	1,381,772	割合 (%)												
膠州	971,460	31	秦皇島	946,726	37	秦皇島	1,071,966	93	秦皇島	1,100,514	81	秦皇島	1,125,815	81	秦皇島	968,843	31	膠州	844,618	33	天津	61,040	5	膠州	198,259	15	膠州	214,444	16
秦皇島	968,843	31	膠州	844,618	33	天津	61,040	5	膠州	198,259	15	膠州	214,444	16	南京	503,647	16	燕胡	261,664	10	以下略			天津	56,821	4	天津	40,713	3

		各種生糸		単位 kg					
		1937年		1938年		1939年		1940年	
総量	割合(%)	総量	割合(%)	総量	割合(%)	総量	割合(%)	総量	割合(%)
重慶	48	531,742	55	74,295	35	84,383	37	128,237	40
漢口	31	237,714	24	50,583	24	72,333	32	79,894	25
煙台	18	128,458	13	29,019	14	66,478	29	57,330	18
重慶	766,975	972,252	212,431	226,692	317,491				
漢口	496,869	531,742	74,295	84,383	128,237				
煙台	289,215	237,714	50,583	72,333	79,894				
		128,458	29,019	66,478	57,330				

		五倍子		単位 公担					
		1937年		1938年		1939年		1940年	
総量	割合(%)	総量	割合(%)	総量	割合(%)	総量	割合(%)	総量	割合(%)
漢口	64	17,667	51	516	67	581	86	1,357	90
重慶	25	12,676	36	109	14	44	6	150	10
重慶	3,341	4,164	12	74	10	38	6	以下なし	
		34,842	773	516	67	581	86	1,357	
		17,667	51	516	67	581	86	1,357	
		12,676	36	109	14	44	6	150	
		4,164	12	74	10	38	6	以下なし	

出所：韓啓桐・鄭友撰編『中國埠際貿易統計：1936-1940』中国科学院、1951年 各項目より

江省が木材の主産地であることや、航路を利用すれば上海へのアクセスも容易であったためである。戦争が始まると、福州・温州から移出される割合がさらに増える。一九四〇年に福州は移出上位から姿を消すが、温州、寧波をあわせると、上海にやってくる軽木材三分の一ほどが、なお福建・浙江から調達されたものであった。

その他の木材は、戦前は広州からのものがおよそ五割を占めていたが、戦時中は、福州・温州・寧波といった福建・浙江の沿海部からのものが対上海移出のほぼ全てを占めるようになる。具体的な都市名にこそ変化はあるが、戦時中における福建省・浙江省の地位と福州・温州といった港湾の重要性をよみとることができる。

②紙類

統計では「各種紙類」として掲載されている。戦前は、福建省の福州と広東省の汕頭からの調達で五割程度を占める。この一帯は木材の主産地で、紙の製造がさかんであった。戦時中になると、福建・浙江両省の割合はさらに増え、年によつては九割近くが両省からの調達となる。主な港湾は杭州、温州、福州、寧波であり、戦争突入に伴つて、紙の対上海移出におけるこれらの都市の存在感は増しているのがわかる。

③茶

茶のデータは「紅茶」「緑茶」「毛茶」（＝原料茶）、「その他の茶」の項目に分かれているが、ここでは移出入量の多い「紅茶」と「緑茶」の統計で検証してみたい。

紅茶の場合、戦前は上海に入ってくる国内の紅茶の四分の三ほどが漢口からのものである。以下も蕪湖、九江が続いているように、長江の航運を利用した移出ルートが確立していたことをうかがわせる。戦争が勃発すると、対上海移出量自体が大きく減少してしまうが、それでも上海へのルートは細々とではあるが確保されている。主な港湾はやはり温州・寧波である。これに対して緑茶の場合、もともと浙江省自体が一大産地であったことから、戦前から省内の杭州・寧波から上海に移出される割合が圧倒的であった。戦時中は、上海向けの移出量を大きく減少させるものの、寧波・温州を通じて上海との間のルートは存続していたことがわかる。

④棉花

戦前は、湖北省の漢口・沙市からの調達が八割を占める。ただし、中国有数の棉作地帯である江蘇・浙江の農村

から港湾を経由せずに上海に持ち込まれた棉花は統計に含まれていない可能性が高いし、外国からの輸入棉花もこの統計からは読みとれない。したがって、この統計は上海綿業が消費する棉花全体のなかでの湖北省からの調達が占める割合が高いことを示すものではない。戦時中の一九三八年における、天津や膠州からの大量の棉花流入は、おそらく日本の華北占領地との関係が考えられる。一九三九年になると華北からの棉花の減少とともに上海への移入総量も大きく落ち込んでしまう。そうしたなか、唯一上海への移出ルートを確保していたのが寧波であった。

⑤卵・卵製品

戦前は長江沿岸の漢口・蕪湖からの調達が約九割を占める。戦争が始まると、華北（天津・膠州）からのものと、浙江省（寧波・温州）からの流入とに大別されるようになる。年によって異なるが、三割〜七割強が浙江省からの移入である。

なお、竹と木炭については統計が存在せず、詳細は不明である。

(二) 辦法制定後に上海向移出許可物資として指定されたもの

統計が存在するのは一部であるが、検討してみよう。

①桐油

桐油は、油桐の種子をしぼって取り出した油で、油紙の材料や塗料として使用されるもので、湖北省や四川省で多く栽培されていた。戦前は、当然のように漢口、重慶、萬県（四川省）など、栽培が盛んな四川・湖北から上海

に運ばれていた。しかし、戦争が始まると、温州や寧波からの調達が多くなり、多い年は九割、少ない年でも三割を占めるようになった。

②腸衣

腸衣とは、ソーセージの皮であり、豚や羊の小腸を洗浄したあと、塩を加えて乾燥させて作られる。統計に存在する豚腸で検証してみると、戦前は漢口からの調達が八割以上を占めていたが、戦時中は天津や膠州とともに、温州・寧波からの調達も二割から三割程度存在し、無視できないほどになっている。

③石炭

石炭についてはやや傾向を異にする。戦前・戦時中を問わず、膠州、秦皇島からの調達が大半を占める。これは、主な炭坑の多くが華北地方に存在するためであろう。

④各種生糸

戦前は長江沿岸の重慶、漢口に加え、山東省の煙台からの移入で九割以上を占めた。ただ、もともと製糸業のさかんな江蘇省や浙江省からの移入はカウントされていない可能性が大きい。戦時中は、煙台、膠州といった山東省からの移入に加え、寧波からの調達も二割から三割程度の割合でみられるようになる。

⑤五倍子（染料）

辦法の制定過程のなかでは、染料も議論の対象となっているが、いかなる染料なのか定かではない。ここでは統計が存在する五倍子を掲げた。五倍子とはウルシ科のヌルデの木の葉にアブラムシがつくった虫こぶから取り出し

た薬剤で、黒色の染料や薬剤として用いられたものである。戦前は、漢口や重慶からの移入でほぼ全てをまかっていた。戦時中になると、移入総量の激減とともに漢口や重慶からの調達もほぼ皆無となる。一九四〇年になると、寧波・温州からかろうじて調達できるのみとなった。

(三) 寧波・温州交易ルート

福建省や浙江省の商会・同業団体が上海への移出許可を求める物資には、木材や緑茶のように戦前から同地域の特産品で上海向けの移出がもともと多かった品目が存在する。一方で、紅茶や卵製品のように、戦争勃発によって流通ルートが変わり、福建・浙江省内の港湾が上海移出にとって重要な地点となった物資も多い。いずれにしても、ルートの変化の最大の要因が、日本軍による長江の封鎖であることは、漢口や蕪湖、重慶など、長江沿いの都市からの調達が戦時中になるとほぼ皆無になることから明らかである。代わって重要になってくるのが、福州・温州・寧波といった、福建省や浙江省の港湾にほかならない。上海への移出の絶対量は戦前に比べて大きく減少してしまいが、これらの港湾は、一九三八年から四〇年にかけて、上海への移出ルートの重要地点として、際立った存在感をみせるようになる。

こうした寧波・温州の重要性は、実は日本側も的確に指摘していた。中国における占領地行政を統括する機関であった興亜院は、『寧波温州貿易ルートニ就テ』という報告書において、「揚子江ノ封鎖以後ハ揚子江ト平行セル浙贛鉄道カ之ニ代リ其ノ終端港タル寧波温州両港カ俄然重要ナル海外連絡ルートヲ形成シ広東陥落以來ハ頓ニ重要性

ヲ加ヘルニ至レリ……」と概観したあと、兩港が重要になった理由について、次のように述べている。

(一) ……兩港カ所謂孤島ト化セル上海ヲ重慶政府支配下ノ輿地ト連絡セシメ得ル最短恰好ノ位置ニ在ルコトナリ、則チ寧波、温州ノ背後ニハ公路開通シ浙贛鐵道ヲ經テ粵漢、湘桂鐵道ニ連絡シ更ニ公路依リ柳州、貴陽、重慶ルートヲ確保シ居レルコト

(二) ……日本軍カ江南占領地区内ヨリ麻、棉花、皮革、茶、豚毛、卵等諸物資ノ上海租界向搬出ヲ禁止シテ以來、秘ニ支那側ニ於テ之等物資ヲ買集メ寧波、温州ヲ經由シテ上海租界ニ輸送シ、反対ニ租界内ノ製品或ハ同地ニ輸入サレシ物資ヲ陸路輿地ヘノ運送ノ途ナキ為此ノルートヲ經由輿地ニ搬フル現象ヲ生セルコト……

(三) 本年〔一九三九年〕初頭、国府ノ貿易委員会ハ全国主要土貨ニ四種ノ香港集中政策ヲ樹テ、支配下ノ地域ヲ三分シ一ツハ昆明中心ニ、一ツハ貴陽中心ニ、一ツハ寧波、温州中心ニ一応集中シ更ニソレヨリ香港ニ轉口スルコトヲ決定セリ……⁽²⁹⁾

史料中(二)にあるように、寧波・温州は、上海向けに物資を移出するルートとなっていただけではなく、「反對ニ租界内ノ製品或ハ同地ニ輸入サレシ物資」を大後方へ輸送する中継地ともなっていた。上海から寧波・温州經由で輿地へと運ばれる主な物資についても『中國埠際貿易統計』によりながら簡単に確認しておこう。

大後方へと移出される上海の物資としては、まず、上海工業の主力である綿糸・綿布を挙げることができる。表3からは上海から寧波・温州向けの綿糸・綿布の移出量の推移を確認することができるが、日中戦争勃発後の移出量の増加は明らかである。当時、租界内の綿紡織工場は、折からの戦時特需に支えられて、「孤島の繁栄」を謳歌

表3 上海から寧波・温州への綿糸・綿布移出

綿糸			綿布 (単位：公担)		
年	寧波	温州	年	寧波	温州
1936	8,519	4,713	1936	38,551	21,418
1937	8,358	3,884	1937	34,689	19,906
1938	8,236	20,242	1938	28,886	55,861
1939	24,214	28,433	1939	85,844	92,999
1940	18,273	13,760	1940	69,719	36,078

出所：韓啓桐・鄭友撰編『中國埠際貿易統計：1936-1940』中国科学院、1951年 各項目より

綿布は、表53「粗細斜紋布」、表54「市布・粗布・細布」、表55「土布」、表56「未列品棉布」の合算

していた。⁽³⁰⁾

その他に目を引く物資をまとめたのが表4である。これらの統計はいずれも金額単位のもので、戦時中のインフレーションの影響を考慮する必要がある。金額の増加をそのまま移輸出量の絶対的な増加と解釈することはできないので、各物資の一九三六年を一〇〇とした指数と上海の卸売物価指数を比較してみた。だが、卸売物価指数をはるかに上回るペースで寧波・温州向け移出額が増加していることから考えて、実際の移出量も相当増えていると考えてよいであろう。

以上の検討からは、上海に向けて茶や木材、卵・腸衣などが移出され、上海からは紡織製品や化学薬剤、機械類、銅・鉄といった重化学工業関係の原材料が移入されるという、寧波・温州を介した上海―大後方間の流通ルートの存在を見いだすことができる。と同時に、表1でみたように、政府に対して上海租界への移出緩和措置をとるよう陳情したのが、寧波・温州の商人であったのも、彼らが移出を求める物資の性格も、実はこの寧波・温州ルートが存在と極めて密接に関わっていることが明らかになる。上海経済の主要な担い手である寧波幫の商人や、そのリーダーである虞洽卿が政府に対して移出緩和を再三にわたって要求したのも当然であったといえよう。長期戦に備え奥地の経済戦略が本格的に着手された時期、租界への移出緩和措置を求め

表 4 上海から寧波・温州への物資の移出額と指数

(移出額の単位 元)

年	化学薬剤	指数	機器類・部品	指数	日用紡織製品	指数	鋼鉄とその製品	指数	上海の卸売物価指数
1936	3,360	100	3,390	100	361,016	100	41,977	100	100.0
1937	14,671	437	6,962	205	500,915	139	49,510	118	118.6
1938	426,692	12,699	31,949	942	1,381,031	383	422,423	1,006	142.6
1939	2,044,128	60,837	260,342	7,680	5,092,313	1,410	1,233,643	2,939	232.0
1940	2,936,728	87,402	453,194	13,369	4,743,044	1,314	2,789,945	6,646	505.7

出所：韓啓輔・鄭友揆編『中國埠際貿易統計：1936-1940』中国科学院、1951年 各項日より

上海の卸売物価指数は、中国科学院社会経済研究所・上海社会科学院経済研究所『上海解放前後物価資料匯編（1921年—1957年）』上海人民出版社、1958年、153頁。各年、各物資とも、寧波と温州の合算

て商人たちがこぞって政府に請願していた時期、そして、「孤島の繁栄」が始まり、寧波・温州ルートが重要になりつつあった時期——これらはすべて一九三八年一〇月から三九年三月にかけてのできごとで、奇しくも一致している。そして、この三者を結びつけるかたちでなされたのが辦法の制定にほかならない。国民政府による辦法の制定は、広く日本占領地下の一般民衆に対する配慮だけではなく、上海の租界経済と、そこにつながる寧波・温州の地位を強く意識したものであったとみるべきであろう。

おわりに

国民政府の上海租界に対する姿勢はわずか半年のうちに大きく転換した。当初、政府は物品条例や敵貨条例を制

定し、日本占領地との物資交流を断絶する策を講じようとした。両条例は、沿海部の日本占領地と奥地の大後方という地理的な区分に基づく点では合理性のあるものだったが、その一方で、敵一味方を単純に峻別し、前者に分類された地域、そこで生産される物資などを日本の侵略に資するものとして一律に退ける性格を持つことになった。しかし、元来複雑な国際関係のなかで形成された上海租界は、戦時中も特殊な経済環境を維持しており、⁽³¹⁾ 国民政府も画一的な対応は困難になってゆく。

そうしたなか、本格的に長期抗戦体制を構築しつつあった国民政府も租界経済の特殊性を認識するようになり、辦法を制定した。こうした施策のなかに、租界経済に依拠して生計を立てている商人や、日本占領地下で生活する民衆一般に対する国民政府側の配慮を認めることは可能である。だが、辦法の制定の背景としてより重要なのは、戦争の勃発によって既存の流通ルートが激変して、寧波・温州・福州などの浙江・福建省沿岸に位置する港湾が奥地と上海とを結ぶ貿易ルート上で重要な地位を占めるようになったことである。

最後に、辦法制定以降の移出緩和措置の行方について、茶を事例から簡単に展望しておこう。周知のように、茶は中国の主要な輸出品であり、重要な外貨獲得源であった。一九三七年五月、茶の品質の向上、生産・販売の改革を通じて、数十年來の輸出低迷を打開するべく、中国茶業会社が組織された。同会社は、中央政府（実業部）と安徽省、浙江省など茶の産地を抱える地方政府、そして茶業業界が出資してつくられた、官民合弁の会社であった。戦争勃発後、一九三九年五月の増資を経て、一九四〇年一月、会社は大きく性格を変えることになる。すなわち、茶の生産、製造販売、買付け、運搬、販売、対外パートナー取引などは、全て一元的に中国茶業会社が管理すること

とした。民間資本は引き上げられ、公司は貿易委員会の管轄下におかれることになった。⁽³²⁾

こうした公司の全面国有化、そして茶業の全面統制化に対して、福建省の茶商は以下のように反対する文書を經濟部・財政部に送っている。

このたび、「經濟部や財政部が」全ての茶を管理下に置くことに決めた、という消息をきいたが、それは政府が統一買付け、統一販売をするということであり、商民を救済するという目的や緑茶の自由な製造販売の原則に反することである。……「茶の移出については、それまで交易禁止物資に分類されていたものが辦法などを通じて、上海への移出は禁止しないことになったと聞いていたのに」今もし、原案をひっくりかえして、統一買付け、統一販売を実行するならば、それはあたかも手のひらを返すように、一瞬にして政策方針を変化させることだ。⁽³³⁾

沿海部の茶商人たちは、物品条例によって、上海への移出禁止が禁止され、自らの商売の存立基盤が消失する危機を迎えた。しかし、政府への陳情を重ねて辦法の制定にこぎつけ、移出許可措置を政府に認めさせることで自由な交易条件を守ったのであった。だがそれもつかの間、一九四〇年になると、生産から製造・販売までのすべての段階を国家が掌握し、統制するという方針の下、再び経済活動の自由を奪われることになったのである。

このようにみてくると、国民政府の対外貿易政策の特徴を「調整」から「統制」への移行過程としてとらえる鄭会欣の議論から考えるならば、辦法は「調整」的な性格を帯びていたといえるのではなからうか。今後は「統制」期における国民政府の上海の位置づけの再変化についても、アジア太平洋戦争勃発とともにおとずれる「孤島の繁栄」の終焉を念頭に説明することが求められるが、これは以降の課題としたい。

註

- (1) 古厩忠夫「日中戦争・上海・私」『近きに在りて』第五号、一九八四年五月（古厩忠夫『日中戦争と上海、そして私 古厩忠夫中国近現代史論集』研文出版、二〇〇四年に収録）。
- (2) 鄭会欣「從調整到統制——試論抗戰初期国民政府外貿政策的演變」『近代中国』第一四八期、二〇〇二年四月、鄭会欣「復興商業公司的成立与初期經營活動」『近代中国』第一三九期、二〇〇〇年一〇月、鄭会欣「爭取物資与統制貿易——論抗戰後期重慶国民政府的對外貿易政策」『中国文化研究所學報』新第一二期、二〇〇三年二月、鄭会欣「重慶国民政府の貿易統制政策——抗日戰爭後期における貿易委員會の活動を例として」石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学出版会、二〇〇四年、鄭会欣「試析戰時貿易統制實施的階段及其特点」『民国檔案』二〇〇五年第三期、鄭会欣「統制經濟与国营貿易 太平洋戰爭爆發後復興商業公司的經營活動」『近代史研究』二〇〇六年第二期。
- (3) 前掲註(2) 鄭「從調整到統制」による。
- (4) 張賽群『上海「孤島」貿易研究』知識產權出版社、二〇〇七年、袁燮銘「上海孤島与大後方貿易」『抗日戰爭研

究』一九九四年第三期。

- (5) 増田米治『重慶政府戰時經濟政策史』ダイヤモンド社、一九四三年、二三〇～二三三頁。
- (6) 木越義則「近代中国における市場形成」堀和生編『東アジア資本主義史論Ⅱ 構造と特質』ミネルヴァ書房、二〇〇八年による。
- (7) 韓啓桐・鄭友揆編『中國埠際貿易統計 一九三六—一九四〇』中国科学院、一九五一年、一四一～一五、二四～二五頁。
- (8) 以下の民生公司の記述は、久保亨「第六章 民生公司——内陸汽船業の企業經營」、第一〇章 近代中国の企業經營と經營者群像』『戰間期中国の綿業と企業經營』汲古書院、二〇〇五年、による。
- (9) 前掲註(4) 張「上海「孤島」貿易研究」五七～五八頁。
- (10) 前掲註(4) 袁「上海孤島与大後方貿易」。
- (11) 王子建「孤島」時期的民族棉紡工業』『中国近代經濟史研究資料』(二〇)、上海社会科学院出版社、一九九〇年、張曉輝「論廣州淪陷後香港在中国外貿中的地位和作用」(一九三八・一一—一九四一・一二)『抗日戰爭研究』二〇〇三年第一期、などを参照。

(12) 吳景平等著『抗戰時期的上海經濟』上海人民出版社、二〇〇一年、九一―九五頁。

(13) 輿地の世論には、上海經濟は抗戰にとつては有害で、切り捨てるべきだという意見も根強かった。国民党の機関誌『中央日報』には以下のような記事がある。「……上海工業の發展によつて資金と労働力がますます上海へと集中し、内地の開発建設工作に資金と労働力の面で大きな困難を招いている。よつて現在の上海租界工業は敵側に〔上海支配の〕口実をあたえるか、敵側に奉仕しながら報われぬかのいづれかで、百害あつて一利なしといえる。……後方建設へと上海の資金が向かわない根本要因は、上海の金融界や企業家、資本家が後方建設の意義や重要性を認識せず、目先の利益にとらわれているからだ」（楊志信「如何吸收上海過剩資金建設後方（上）」『中央日報』一九三九年八月一九日）。

また、共産党の雑誌『群衆』には次のような評論が掲載された。「……われわれは、上海の民族工業を決して無視するものではないが、一部の民族資本家が後方への投資、工場の奥地移転、抗戰建国への支持といったことをかえりみず、上海租界にずっと安住し、傍らの人々を流血の中におきながら自分は金儲けに精を出している。これではどの

ようであるかを問わず、上海の民族工業を維持すべきだという議論に應じることはできない。今なお日本帝国主義の圧迫下にあつて積極的な奮闘路線をとらず、政府が自らの金儲けに援助をしてくれるだろうという幻想をいだいているなら、なおさらのこと援助などすべきではない」（石西民「怎樣估計上海經濟？」『群衆』第四卷第一五期、一九四〇年五月、四二四頁）。

国民党と共産党は、この時期の上海の資本家に対してはほぼ共通の見解を示している。租界經濟に対する不信感の根深さをうかがい知ることができよう。

(14) 上海市商会から經濟部宛文書（一九三八年九月二〇日受領）中国第二歴史檔案館所藏国民政府經濟部檔案（以下、經濟部檔案）四―二八二四八「上海市商会關於敵人戰区有資敵嫌疑之貨物禁止案」所収。

(15) 經濟部から上海市商会宛文書（一九三八年九月二八日發）前掲註（14）經濟部檔案四―二八二四八所収。

(16) 「各業紛請土貨運滬 財部考慮補救辦法」『中美日報』一九三九年二月八日、「查禁物品運滬後市商會等電請放行」『中美日報』一九三九年二月一〇日。

(17) 「虞洽卿乞準浙棉運滬」『申報』一九三九年二月四日。

(18) 浙江省政府から經濟部宛て文書（一九三九年二月一六

日受領)、經濟部檔案四―二八四八八「禁運資敵物品運滬津租界」所収。

(19) 經濟部商業司から経済部長・次長宛て文書、一九三九年二月四日、經濟部檔案四―二八五〇〇「禁運資敵物品運滬運津」所収。なお、当時の経済部長は、翁文灝、次長(政務部次長)は秦汾であった。

(20) 「討論禁運資敵物品会議記録」一九三九年二月一日。前掲註(19) 經濟部檔案四―二八五〇〇所収。

(21) 『中美日報』一九三九年二月三日。

(22) 經濟部商業司から経済部部长・次長宛て文書、一九三九年二月一日。經濟部檔案四―二八四九九「禁運資敵物品運滬運津」所収。

(23) 前掲註(20)「討論禁運資敵物品会議記録」所収。

(24) 「商討禁運資敵物品運滬証明書核定辦法及遊擊戦区内禁運資敵物品取買救済辦法会議記録」一九三九年三月二〇日。經濟部檔案四―二八四九七「禁運資敵物品運滬運津」。

(25) 經濟部商業司から経済部部长・次長宛て文書、一九三九年三月二四日。經濟部から農本局宛て文書、一九三九年三月二七日。前掲註(24) 經濟部檔案四―二八四九七所収。

(26) 「第二次商討禁運資敵物品運滬証明書核定辦法及遊擊戦区内禁運資敵物品取買救済辦法会議記録」一九三九年三

月三〇日。前掲註(24) 經濟部檔案四―二八四九七所収。

(27) 「移出の禁止政策は必要であるが、一方では」戦区の商工業は、その一部が敵に奪われてしまったものの、中国人の経営する工場もなお存在している。これら中国資本の商工業は敵側のアメとムチの政策の下で今なお苦心して耐え忍んでおり、敵側の経済勢力と対峙している。したがって、「敵性を想定して」一律に物資の流入を禁止すれば、それらを全部敵に取られてしまえばかりでなく、彼らがわが政府に対して恨みや失望を抱くことにもなりかねない」(千家駒「論経済反封鎖」『理論与现实』創刊号、一九三八年四月)。

(28) 国民政府がある経済政策を決定する過程には、民間資本も参与し、その利害が少なからず反映されることがある。(たとえば、綿糸の統税の決定過程について、富澤芳亜「たとえば、綿糸の統税引き上げと日中紡織資本」『東洋学報』第八二巻第一号、二〇〇〇年六月がある)。しかし、上海租界をめぐる辦法の制定過程に民間側が(陳情・反発という形以外で)関与した形跡はみあたらない。

(29) 興亜院華中連絡部『寧波温州貿易ルート二就テ』一九三九年。

(30) 戦時期上海の綿紡績業については、高村直助『近代日

本綿業と中国』東京大学出版会、一九八二年、前掲註(11) 王「孤島」時期的民族棉紡工業」などを参照。

(31) たとえば、「淪陷区製品の奥地運搬を禁止するという考えは当然あるが、上海租界は淪陷区なのかという問題もよく問われることであるし、奥地の物資が上海に運ばれると、それも時として利敵行為とみなされ、その運搬が禁止される。上海という都市の住民構成は複雑で、中国人も外国人も入り混じった状態で、きわめて特殊な環境にある。

だからその地位は極めて微妙で、租界の周りの淪陷区になぞらえることもできないし、自由中国の完全な統治下にあり地域とも異なっている。」(『申報』一九三九年一月二日)。

(32) 前掲註(2) 鄭「從調整到統制」一八一—一八二頁。

(33) 閩侯県茶業同業公会から經濟部宛て文書、一九四〇年三月一三日。經濟部檔案四—二八四九四「禁運資敵物品運滬運津」所収。